

# 代理受領と契約の第三者保護効

藤 田 寿 夫

- 一、はじめに
- 二、代理受領の法的性質
- 三、代理受領と第三者のための保護効
- 四、代理受領と相殺
- 五、むすび

はじめに

代理受領とは、債権者Xの債務者Aに対する債権を担保するため、債務者Aがその取引先である第三債務者Yに対して有する債権につき、AからXがこれを受領（取立）する権限の委任を受け、Yから直接受領した金銭を、Aに対する債権の弁済に充当する、という契約形式による債権担保手段である。<sup>(1)</sup> 通常、「委任状」と題する文書が用

代理受領と契約の第三者保護効 藤田

いられ、委任者たる債務者Aと受任者たる債権者Xとが連名で、第三債務者Yに対し、担保目的のために代理受領権の委任があったことについて承認を依頼し、Yがこれを承認・承諾した旨の文言を記入し記名押印する。<sup>(2)</sup>

通常の受領権限の委任は、委任者が自ら弁済を受領できない場合などに利用され、委任者の利益のための委任であるとされるが、担保目的のための代理権授与である場合、代理人の利益のための代理として、撤回できない代理ないし性質上解除しえない委任とされる。Aが一方的にXに対して授權撤回または委任解約の意思表示をしても効力を生ぜず、Xの代理権は消滅しない。<sup>(3)</sup> さらに代理受領においては、受領権限の授与に当たって、第三債務者Yの承諾を得ており、かつ、XA間では、双方が合意しない限り委任関係を解消できない旨の特約がなされ、代理権の解消不能についてもYに明示され、明らかにXの利益のための委任として構成されているのである。ここに、代理受領を、法理論上、通常の受領権限の委任とは異なり、事情により担保的機能を担ったものとして構成する必要性があると考えられる。<sup>(4)</sup>

すでに代理受領契約の法的法質として、単なる受領（取立）委任説、債権質類似の無名契約説、第三者のためにする契約説、債務不履行説、再履行請求権説、不法行為説および債権担保契約説などがあげられるが、代理受領の性質・効力を考えるにあたっては、委任状の形式・文言を重視し、個々の具体的な事実関係における当事者の意思解釈に着目すべきことが主張される。<sup>(5)</sup> 本稿は、当事者の意思解釈を重視する立場からAX両者からの連名の依頼に対してYが承諾を与えた場合、これまでの債務不履行説や再履行請求権説の立つ三面的無名契約説に疑問を呈しつつも、XY間になんらかの法律関係が発生するのではないかと考えるものである。その際、「第三者のための保護

効を伴う契約」という法理論に着目するものである。

この「第三者のための保護効を伴う契約」とは、契約の債権者のみが債務者に対して直接の履行請求権を有しているのであるが、一定の第三者が債務者の契約義務の不履行によって損害を受けた場合には、その第三者に債務者に対する直接の損害賠償請求権を取得させるというものである。<sup>(6)</sup> 一般に、これまで主として「第三者のための保護効を伴う契約」といえば、第三者の生命・身体・所有権をめぐる完全性利益の保護が念頭に置かれてきたが、給付義務の履行に伴う第三者の純粋の財産的利益の保護も問題となりうる。この「第三者のための保護効を伴う契約」構成は、支払手段を兼ねる担保方法である代理受領にもっとも適合した構成であると考えられるものである。

なるほど代理受領に承諾したときであっても、Yがその代理受領が担保のためであることを全く認識していない場合もあれば、Xに支払ってもよいと承諾しただけで、非常に弱い担保であると考えている場合もあるのであるが、逆に、X主導型でなく、Y主導型で直接Xに代金債務を支払うので下請業者Aに金を貸してやってくれとX銀行に申出、XはYが間違いなく支払ってくれると信じて下請先Aに融資し、代理受領契約によってYも利益を得るような事例も出てきている。<sup>(7)</sup> そして、今日すでに、代理受領と同様に、弁済方法についての約定でありながら債権担保目的で利用された振込指定の合意につき、債務不履行責任が認められるための三要件を提示する裁判例が出てきている。<sup>(8)</sup> さらに、東京高判平成二・二・一九（金法一二五七・三五、金判八四八・三）では、代理受領契約の際に生じる、YがAに対して有する反対債権を自働債権とする相殺の可能性の告知義務の有無や相殺禁止特約の効力など、の問題が扱われたが、これらも代理受領が「第三者のための保護効を伴う契約」との関連で考察されるべきことを

示唆する。

本稿では、「第三者のための保護効を伴う契約」構成の有用性、及び、代理受領契約がどのような条件を満たしたときに、契約上の義務が発生し、もしくは、信義則上の保護義務や不法行為責任を負うのかを検討したい。

## 二 代理受領の法的性質

代理受領契約の関係当事者の意思表示により、Xの地位もさまざまである。単なる受領委任の場合もあれば、第三者のためにする契約が成立したり、理論上は、非常に特殊な場合であるが、YがAに弁済しても再履行を請求しうる場合もあると考えられるが、せいぜいYがXに対し債務不履行責任や不法行為責任を負うにとどまると考えられる。

### 単なる受領（取立）委任説

単なる受領（取立）委任説は、Yが代理受領権者Xに支払えば、Aに対する弁済としての効力を持つにすぎず、YにはXに対してのみ支払うべき義務はなく、Aも弁済受領権限をもつので、Aに支払ってもよいとする。<sup>(9)</sup> 現在も代理受領契約によっては、単なる受領（取立）委任説のあてはまる事例も多いが、現在のように整備された「委任状」を用い、Yも債権担保のための代理受領であることを知って承諾していた場合については、代理受領契約の担保的機能を全く考慮していない点で批判される。

## 債権質類似の無名契約説及び債権担保契約説

債権質類似の無名契約説は、代理受領はXとAとの間の契約として、全く債権質と同様の効果を生ずるもので、ただYに対しては債権の取立委任をした旨を通知する形式をとるにすぎないとする。<sup>(10)</sup> XがYに対し給付訴訟を提起しうることを認め、かつ、YがAに支払ったときにXへの二重弁済をしなければならぬとし、代理受領へのYの承諾と債権質への第三債務者の承諾を明確に区別してはいないという欠点を有する。

代理受領は、Xが債権の支払につき代理受領の権限を与えられるだけで、債権の譲渡を受けるものではなく、債権譲渡や債権質の場合のような第三者に対する対抗手段もない。Yとしては、債権譲渡や質権設定について承諾すれば、民法四六八条一項の効果として、Aに対抗できた抗弁をもって譲受人に対抗できなくなり、また、単なる通知の場合でも、債権者の交代を嫌うものである。代理受領の承認は、債権質設定への承諾と区別されるべきものであり、代理受領の承諾に適合した法的構成をさぐるべきである。

債権担保契約説は、代理受領は、XA間の一種の債権担保契約であり、この契約がYの承諾を受けることによつてYに対する対抗力を取得し、したがってYがAに支払ったときは再度の履行請求ができるとする。<sup>(11)</sup> 第三者に対抗できない担保的性質をもったXの債権取立権能を認める。

債権的合意にすぎず、第三者対抗要件のない代理受領に、債権質等の本来型担保権におけると同様の担保的効力を認め、XのYに対する直接支払請求権等の取立権を認める債権質類似の無名契約説、債権担保契約説は採りえない。

第三者のためにする契約説

XのAに対する要請に基づき、A Y間において代金を第三者たるXに支払うべき旨の第三者のためにする契約が成立し、ただ第三者の受益の意思表示が当該契約の成立に先行したにすぎないと解する。<sup>(12)</sup>したがって、Xは第三者として自己の名において直接Yに対する支払請求権を取得し、YはAとの契約に基づく抗弁をXに対抗しうる(民五三九) こととなる。<sup>(13)</sup>

再履行請求権説

Aの「承諾」によりX A Y三者間の無名契約が成立しYはAに支払ってはならない義務及びXにのみ支払う義務が発生し、X A Y間では、YがAに支払ってもXとの関係ではYの債務は消滅せず、XはYに対して再度の履行を請求しうるとする。<sup>(14)</sup>XはYに対する直接の支払請求権を有することになる。債権はなおAに帰属するので、第三者のためにする契約説同様、再履行請求権説もXのYに対する直接の支払請求権を認める点、疑問が残る。

債務不履行説

代理受領は債権担保を目的としたX A Y三者間の無名契約であり、Aには自ら受領しない義務が、Yには直接Aに弁済しない義務等の代理受領に協力する義務が発生し、正当な理由なしにAに支払った場合には、有効な弁済として債務は消滅するが、YはXに対し契約違反による損害賠償責任を負うとする。代理受領権者は、単に受領取立

権限を得たにすぎないので、債権はAのもとにとどまる。したがって、他の一般債権者との関係においては、Xはなんら優先的な地位を有しない。代理受領委任についてのYの承諾の奥書等に契約的効果を認める。<sup>(15)</sup>

### 不法行為説及び判例の立場

さらにYのXに対する不法行為責任を認める立場があるが、これは判例の立場でもあるので、判例分析とあわせて検討していく。判決例は、代理受領の本質は受領委任であるとするが、Xの担保的利益を不法行為構成によって保護しようとするものである。すなわち、最一小判昭和六一・一一・二〇判時一二一九・六三は、YはXA間の代理受領契約の内容を了承し、請負代金をXに直接支払うことを約していたが、Aに支払ってしまった事実で、判決は、本件の事実関係のもとでは、AはXに対して負担する債務の担保として本件請負代金の取立をXに委任し、Xはその取立権能を取得したにすぎず、Yが、本件代理受領を承諾したことにより、本件請負代金を直接Xに支払うべき債務を負担したものと解することはできず、Aに対するYの弁済も有効であるとする。<sup>(16)</sup> Xは受領・取立権限を授与されるが、債権の帰属主体であるAもなお受領・取立権限を有しており、内部的に契約上、その行使権限を制約されているにすぎないのである。

そして、最一小判昭和四四・三・四（民集二三巻三号五六一頁）、それを踏襲する最一小判昭和六一・一一・二〇（判夕六二九・一三四、判時一二一九・六三）の理論をまとめると、債権担保目的であることを知りながら代理受領を承諾したYは、Xに対し直接代金支払義務を負わないが、代金をAに支払ったときは、XはYに対し代理受

領により債権の回収をはかることができるという財産上の利益が害されたこと自体を損害として、不法行為に基づく損害賠償請求権を有するということになる。

しかし、最三小判昭和四四・三・四におけるYの承諾は、Xにのみお支払い下さいとの文言のない委任状に対してであったと推測される事案であったが、後者の最一小判昭和六一・一一・二〇は、Yは請負代金をXに直接支払うことを約していた事案である。後者の判例のようにYの弁済方法の約定が認められる場合にYのXに対する債務不履行責任を認める判決例があらわれた。すなわち、福岡高判昭和五九・六・六一金判六九九・三〇は、振込指定の合意において、少くとも(一)銀行X・預金取引先A間には債権関係が存在し、その債権を担保しあるいは弁済に充当するために振込指定の方法が採られること、(二)振込人(第三債務者)Yとしては、指定された振込の方法によらないで直接取引先に支払ってはならないこと、(三)振込指定の方法の変更は取引先単独ではなし得ず、銀行の承諾を要することという三要件が振込人(第三債務者)に対して明確に表示され、合意の内容とされた場合には、振込人Yは第三債務者として銀行に対し右合意の内容に従った振込をなすべき契約上の債務を負担し、この義務に違反した場合には、債務不履行に基づく損害賠償義務を負担するという。したがって、現在では、債権担保目的の代理受領におけるYの承諾には、Yに契約上の債務を負担させるもの、担保利益の承認を意味し、その利益を侵害しないようにすべき義務を負わせるもの、単に債務の履行についての指示に対する了知の意味をもつにすぎないものの三類型がある<sup>(四)</sup>と判決例は考えていると思われる。以下では、代理受領の委任状に着目しつつ、Yの承諾によりどのような義務をYが負うか検討していく。



### 三 代理受領と第三者のための保護効

代理受領の委任状には通常、①AがXに請求、弁済の受領に関する一切の件を委任すること、②債権担保のための代理受領であること、③Xの同意なしに、委任契約を解除しないこと、④Aは代金債権を他に譲渡したり、重ねて代理受領を委任しないこと、⑤Yは代金を必ずXに直接交付し、Aは受領しない、といった特約がみられる。

受領委任に対するYの承諾自体は意思表示ではない。①の受領委任は、X A間の債権関係にとどまり、第三債務者Yが関係しえないので、これに対する承諾は事実の確認以外の意味はなく、X Y間に法律関係を生ぜしめない。③の委任契約を解除しないという特約や④の特約に対する承諾も、Yに何ら関係のないX A間の債権関係に関する事項であるから、意思表示でなく、単に事実の確認にすぎない。<sup>(18)</sup>

受任者Xに支払うべき依頼に対する承諾により、Yが何らかの債務を負担するかどうかは、依頼、承諾の趣旨の解釈いかんによる。三面的無名契約説によれば、X A Y三者間の無名契約である代理受領契約に基づき、YはXに直接支払う債務を負うとされる。しかし、Xに直接支払うことを内容とするYの債務の約定は、Yの債務、Aの債権に関する約定であり、A Y間において契約の目的とすることができるが、X Y間においては、これを契約の目的とするのは、効力を及ぼしえないはずの他人の債権についてその処分を約定することであり、したがって、X Y間の約定により、YはXに直接支払う債務を負担しえない。<sup>(19)</sup> Xの意図は、Yに債務を負担させることにあり、A Y間に第三者Xのためにする契約が成立した場合には、第三者XはYに対する直接の支払請求権を取得するが、通常の

代理受領の場合、A Yにそこまでの契約意思はない。

代理受領契約が債権担保の目的でなされることを知って代理受領を承諾し、Xに直接支払うことを約した場合に  
は、A Y間において弁済方法についての特約が成立し、Yは自己の債務を直接Xに給付すべき義務を負うこととな  
る。<sup>(20)</sup> YはXに対して給付することによって、Aに対する給付義務を履行するが、この給付義務の履行と同時にXの  
担保的利益をも実現し、Aに対する給付義務の履行とXの担保的利益の実現とは密接不可分に結びついている。さ  
らに、担保目的も委任状に明示されたりしているので、A Y間で成立した弁済方法についての特約は、Xの担保的  
利益を保護する意義と目的をも有している。すなわち、A Y間での弁済方法についての特約の補充的契約解釈の結  
果、債権者Aの給付利益ともなっているXの担保的利益をも保護すべきYの義務が成立しうる。Yにとっても弁済  
方法の約定が相手方Aの本来的給付利益と密接不可分に結びついているXの担保的利益の実現をも目的としている  
ことは承諾時に認識できるからである。Yが注意深く給付すること自体によってXの担保的利益も保護される点が  
通常の「第三者のための保護効を伴う契約」と異なる。YはAに対し決められた方法で弁済する義務を負担し、X  
に対しては決められた方法での弁済により獲得される担保的利益を侵害してはならない義務を負うのである。Yの  
Aに対する本来の債務の存在を前提として、支払方法の約定は、Xの直接の受領を確保しようとするものであるか  
らである。<sup>(21)</sup>

YがXの担保的利益を保護すべき義務に違反してXに損害を生ぜしめたとき、XはYに対し損害賠償を請求しう  
る。このようなXに対する契約上の保護義務が認められなければ、担保目的の代理受領契約の意味がない。このよ

うにA Y間の約定は、いわゆる「第三者Xのための保護効を伴う契約」のような側面を有しているのであるが、Yの承諾は直接Xに対しても向けられており、A Y間の弁済方法の約定によるXの自己の担保的利益実現への信頼が強められる。Yはその承諾によってXに対する信頼構成要件をも作出し、XはA Y間の債務内容もしくはその債務の弁済方法の約定を信頼するに至る。たとえば、大阪高判昭和四四・七・一七判時五九〇・四六、判夕二三七・一七四は、代理受領の方法としてXがAに同道して代金を受け取りに来ることになっておりYが債権担保目的であることを推知しながら承諾していた根担保としての代理受領において、Aから融資の申込を受けたXが融資に先立ち、Yに対し、「検収はどうなっているか、代金の支払はどうなっているか」と照会したところ、真実はすでに代金支払済みで担保となる代金債権がないにもかかわらず、Yが軽率にも「近く検収を終えそのうえで代金を支払う」旨回答したので、代金の支払はまだであると思いいXは融資したが、その後間もなくYは倒産した事案で、判決はYのXに対する損害賠償責任を認めた。

以上のようにA Y Xの関係を「第三者Xのための保護効を伴う契約」のように扱うと、YAは明示の合意によってXに対する責任を制限しうるが、責任制限を合意しておかない場合には、XはYによるXの担保的利益の保護を信頼してよいということになる。

Xの担保的利益とはXのAに対する債務が履行されない場合にYのAに対する給付を受領し満足を受ける期待であるから、そのような期待が喪失すること自体が損害であり、最一小判昭和六一・一一・二〇判時一二一九・六三の述べるように、他にXが人的担保をもっていることは関係ないとの損害論と一致する。

A Y間で、YがXに弁済しなければ、不履行であり、債務は消滅しない、と合意することもできる。このとき、YがAに弁済すれば、不履行となり、Aの再履行の問題も出てくる。<sup>(22)</sup> YがXに現実に弁済しなければ、YのAに対する債務は消滅しないことを合意すれば、このような強い効力をもつA Y間の弁済方法に関する合意が成立すると考えられる。このようなA Y間の弁済方法に関する合意は、YのAに対する反対債権との相殺による弁済を禁止する趣旨をも含むことがあり、その場合には、どのような相殺をしないことをYが約したかによるが、少くとも承諾後に取得した反対債権をもって代理受領の目的債権と相殺しても、代理受領の目的債権は消滅しない、あるいは承諾後の相殺はすべて許されないこととなると考えられる。

受任者に支払うべき依頼の趣旨が、取立委任に協力して受任者Xに支払うことを依頼するものであるときは、これは契約の一方の申込ではなく、これに対する承諾があっても、Yが債務を負担することにはならない。<sup>(23)</sup> Aに対する債務があればXに支払ってもよいとの義務しか負担していないYについては、YがXに対し信頼構成要件を作出している場合にXに対する信義則上の保護義務違反や不法行為責任が問題となるにすぎない。

A Y間にXに直接支払うとの弁済方法についての約定がなく、ただ代理受領が債権担保目的であることを知っているYが、単にX A間の解約制限特約しかない代理受領に了承する場合でも、Yは代金をXに支払うことにより実現されるXの担保的利益に配慮することを承認すると見られる場合があり、この承認は、YはAに対し債務を負担しており、その弁済に際しXの担保的利益に配慮するとのYの黙示的言明とされ、YのXに対する信頼構成要件の作出と評価される場合がある。すなわち、たとえば福岡高判昭和五九・六・一一（金判六九九・三〇）は、Xの承

諾なしに、指定された振込の方法によらず直接Aに支払うなど他の方法による支払をすれば、担保権の侵害となり、Xに損害を与えることを知りつつ、本件振込指定の合意の申込に対する承諾をしたのであるから、右承諾は、その合意の内容に従った振込をなすべき契約上の債務まで負担するものではないが、A・Y間の債務履行方法についての指示をそのとおり承諾するといふにはとどまらず、振込によって自らの貸金債権の満足が得られるというXの利益を承認し、正当な理由なく右利益を侵害しないという趣旨をも当然に包含すると判示する。

さらに、債権担保目的であることを知りながらYが代理受領契約を承認する際に、YがAに対する債務がないにもかかわらず、「債務がある」と表明し、それを信頼してXがAに融資した場合や、Xから相殺の問題に關し説明を求められた際に、すでにAに対する反対債権を有しているにもかかわらず、「ならん反対債権を有していない」と表明していたが、その反対債権でもって相殺した場合、<sup>(24)</sup> Yは単に支払う債務があればXに支払ってあげましょうとの意思で承諾しただけであっても、YのXに対する信義則上の保護義務違反が成立しうる。これらのYの言明も、信頼構成要件の作出である。XとしてはAのYに対する債権についてもっともよく知っているYの言明を信頼するしかしかたがないのである。このYの信頼責任の場合も、Yによる信頼構成要件の創設、Xがそれを信頼してYに融資し、代理受領契約に入るなど、Yの弁済による自己の債権の回収を期待していること、Yの帰責事由、すなわち、Xの期待を知っていたか、少なくとも考えに入れなければならなかったということが必要である。<sup>(25)</sup>

YはXに対し信義則上の保護義務を負うにすぎないときには、Xが、Aから請負代金の入金予定を知らされながら、Aの手形不渡後も請負代金の回収を放置し、Aが支払を受けるなど、YからAへの支払を黙認したり、一度も

XがYに催告したことがないなどの怠慢をしたり、Xが自己の担保的利益の保全措置を講ずる努力をしない場合、<sup>(26)</sup> XがもはやYのXへの支払による利益獲得を期待・信頼していないものと見られる。Xとしては、代金支払時期に当該支払期分の代理受領権限については行使しない旨をYにそのつど表示するなどして、なお担保的利益獲得を期待・信頼していることを明らかにすべきである。そうでないとXは賠償請求しえなくなる。

YがXに対し契約上の保護義務を負う場合でも、Xが自己の担保的利益の保全措置を講じないとき、承諾による合意内容はあいまいなものであるので、Xの担保的利益をも保護すべきとのA・Y間の弁済方法についての約定の意義と目的が認定されず、Xに対する関係においてはA・Y間の単なる債務の履行方法についての指示・合意に止まるものと認定されてしまう。たとえば、最一小判昭和四三・六・二〇(金法五二二・二七)では、Yは代金を必ずXへ直接交付することを承諾していたが、XはY社またはその子会社からAへの代金の直接支払に関心を示さず、A社から貸付金の弁済を受けていた事案において、委任状の「文言にかかわらず、……X銀行自らが右代金の支払を請求することなく、A社がその請求をした場合には、Y社らにおいてその支払を拒絶し、右代金をX銀行のために留保しておかなければならないことまでを認めた趣旨ではなかった」と判示した。

#### 四 代理受領と相殺

代理受領の目的債権の消滅が、YのAに対する相殺により生ずることがある。この場合も実質はYのAに対する支払と変わらない。

特別の事情のない限り、相殺は適法とする考え方ががある。この見解によると代理受領は、YがAに対して有している抗弁権の切断を好まず、債権譲渡禁止の特約をしている場合に利用されるのであるから、通常の代理受領の場合には抗弁権の切断はないと解釈したほうが、当事者の意思にも合致する。また、代理受領は、XA双方の都合と利益のためにあるのに対し、Yは代理受領によりなら受ける利益はなく、負担と拘束を受けるだけだから、両者の利益保護のバランスを考えると、Xに協力したYに抗弁権喪失などの不利益を与えるべきでない。Yの相殺利益の中には偶然に具体化されたものばかりでなく、代理受領の目的債権と密接な関係にある債権もある。ただ、Yが相殺に供しない特約をした場合とか、Xの利益を害する目的で反対債権を安く買い集めて相殺したり、XがYに相殺すべき反対債権の取得につき問いただしたのに対しYが故意にこれを秘匿して相殺したりするなど、信義則違反、権利濫用、禁反言の法理違反がある場合には、相殺が無効とされるとされる。<sup>(27)</sup>

これに対し、承諾前にYが反対債権を取得した場合、Yの有する相殺の利益・期待の方が、XがYの承諾によって取得した代理受領の担保的利益よりも先に成立している、相殺は有効であり、YはXに対し損害賠償責任を負わないが、承諾後にYが反対債権を取得した場合には、Xの有する代理受領による担保的利益の方が、Yの有する相殺による担保的利益よりも先に生じているし、将来偶然に具体化するようなYの相殺の利益・期待よりもXの担保的利益を尊重すべきである、相殺は有効であるが、YはXに対し損害賠償責任を負わなければならないとする見解がある。<sup>(28)</sup>

代理受領と相殺の問題は、私見では、Yの承認・承諾が相殺しない趣旨を含むかどうか、何らかの相殺しない趣

旨を含めて承認・承諾したYが、承認・承諾後になお相殺を期待し対抗できるかという問題であると考える。以下では、承諾後に反対債権を取得した場合と、承諾前に取得した場合とに分けて検討する。

(1) 承諾後に反対債権を取得した場合

承諾後に反対債権を取得した場合であっても、YのAに対する相殺を有効とし、Xの差押取立命令にもとづく請求を棄却した判決がある。本件では、不法行為に基づき訴はなされていない。すなわち、福岡地判昭和四八・一・二六(判時七〇四・八四)では、X相互銀行は、Y社に専属してその下請工事を業とするA社に対し融資するに際し、請負人A社が注文者Y社から受領すべき将来の請負工事代金につきA社がXに代理受領を委任し、委任状には代金支払は受任者に対してのみなされるべき旨の記載があり、Y社は右代理受領を承諾した。一般に、請負工事代金につき代理受領権限を取得する際に注文者がこれを承諾し、委任状を作成するについては、例えば奥書として注文者において請負人に対し債権を有するときは請負工事代金と相殺して支払う旨或は注文者が請負人に対抗できる一切の事由は融資者に対しても対抗しうることを条件に承諾する旨殊更に記載する場合と然らざる場合が存すると認められた。A社はその後倒産し、Y社は、承諾後に取得したA社に対する貸金債権と工事代金債務とを相殺する旨の意思表示をし、Xに対し工事代金の支払を拒絶したという事案である。判決は、本件代理受領の約定は、融資者の債権担保を目的とする、融資者、請負人及び注文者間の無名契約であり、之により請負人は注文者に対し代金の請求ができず、注文者は融資者に対してだけ代金を支払う義務を負い、請負人は注文者に対し、債務の免除、更



改ないしX以外の第三者に取立委任等当該債権を消滅変更せしめる一切の処分行為を禁じられるものであるが、債権譲渡または債権質設定とは異なり、その本質は取立委任に外ならず、契約の右趣旨に反しない限り、注文者は請負人に対して有する一切の抗弁事由をもって融資者に対抗できるとし、この理は、注文者が代理受領を異議なく承諾しても同様であり、更に、このことは注文者が承諾に当たり、例えば委任状の奥書等において、相等等請負人に対する事由をもって融資者に対抗できる旨特約しなかつたとしても変りはないのであり、右趣旨の特約は当然の事理の注意的約定にすぎず、その特約の不存在から注文者が融資者に対し相殺禁止を特約し或は請負人に対する抗弁権の放棄を特約したものと解するのは相当でないとして、Yの相殺の抗弁を認めた。

承諾後に反対債権を取得した場合であっても、YのAに対する相殺自体は有効であり、本件では、代金支払は受任者に対してのみなされるべき旨の記載ある委任状にYが承諾しても、本件弁済方法はYがAに対抗できる一切の事由をもってXに対しても対抗しうる趣旨であったのであり、代理受領の承諾が、支払分があればXに支払ってあげましようといった程度の意思である場合に合致する。しかし、そうでない場合にはYのXに対する損害賠償責任の余地がある。

再履行請求権説や債権担保契約説によれば、YのAに対する弁済がXに対する関係で無効とされるのであるから、Xとの関係では相殺による債権消滅を対抗できないこととなる。<sup>(30)</sup>しかし、A・Y間で、YがXに弁済しなければ不履行となり、債権は消滅しないと合意していない場合には、YがAに対して弁済すればAの債権は消滅するのであり、したがって、承諾前に反対債権を取得した場合はもちろん、承諾後にYが反対債権を取得した場合でも、相殺は有

効であり、ただYのXに対する損害賠償責任成立の余地がある。たとえば「代金支払は受任者に対してのみなされるべき」旨の依頼に対するYの承諾が、Xに対し現実に支払う趣旨である場合、相殺すればYのXに対する契約上の保護義務違反となりうる。

また、XがYに相殺すべき反対債権の有無について問いただしたのに対し、Yがその時有している反対債権のみ明示し、その他の債権による相殺の可能性を否定する言明をして承諾していたとき、明示した債権をもって相殺しても有効であるが、承諾後に取得した反対債権により相殺したとき、Xに対し責任を負う余地がある。さらにAY間で相殺禁止特約がなされた場合には、その特約に違反する相殺によって代理受領の目的債権は消滅しないことになる。

(2) 承諾前すでに反対債権を取得していた場合

承諾前に反対債権を取得していたことから、相殺を有効とした二判決例がある。東京高判昭和五二・四・一四(高民集三〇・二・六九、判タ三五七・二四二、金法八二六・三五、金判五三一・二三)は、XはAに資金を貸付ける際に、その貸金債権の担保のために、AがYに対して有する工事代金債権の代理受領権限を授与され、YはXの申出に応じ、担保の趣旨を了解して代理受領を承諾(承諾書に振込銀行の指定があった)していたが、Aが倒産し、Yは承諾前から有していたAに対する債権(工事代金債権の弁済期よりも先に弁済期到来)をもって相殺し、Xからの支払要求に応じないという事案につき、Yは適法に相殺をなしうるとした。つまり、代理受領の承諾の効果は、

債権譲渡の際の債務者の異議を留めない承諾と同様に解することはできず、一般に、債権担保を目的とする代理受領の承諾をした第三債務者は、債務が有効に存在しその支払を現実になすべき関係にある限り、その履行を直接自己の債権者に対してなすこと等によって正当の理由なく代理受領権者の利益を害してはならない拘束を負うものと解すべきであるが、承諾前から有する反対債権をもって相殺をなしうる利益（あたかも担保権を有するにも似た地位）まで喪失すると解することは、特段の事情のない限り（承諾書に振込銀行の指定があることをもっては、未だ特段の事情があるとはなし難い）、YがXに対して代理受領の方法でXがAに融通してくれるよう要請したと仮定しても、推測される第三債務者Yの合理的意図に反し相当でなく、したがって右相殺をもって信義則に反し禁反言の法理にもとる不当の所為であると言えないとし、YがAに対して有する反対債権をもって工事代金債権と相殺し消滅することを認識しながらXにこれを秘して承諾したという事実もないし、Aの倒産及びそれに伴う債権回収の困難をYは予想していなかったとして、YはXに対し不法行為責任を負わないとした。「推測される第三債務者の合理的意図」とは当事者意思及び補充的契約解釈により導き出される弁済方法の約定の意義と目的である。

同種の事案であり、さらに、Yは委任状の末尾に奥書きされた「上記委任契約を承認し、前記債権は必ず受任者に支払います。」という文言の下に記名、捺印していたが、右承認以前には、XY間でその効果等に関する問題について全く話し合いがなされていなかった事例において、東京高判平成二・二・一九<sup>(3)</sup>（金法一二五七・三五、金判八四八・三）は、代理受領契約が債権を担保する目的であることを知って承認した場合には、第三債務者は、その承認の効果として、自己の債務を受任者に対してのみ弁済すべきであり、委任者に対して弁済してはならないという拘

束を受けるが、承認によってYが何らかの利益を受けるわけではないから、関係当事者間で特約がなされた等の特段の事情がない限り、右拘束以上の不利益を当然に甘受しなければならぬ理由はないとした。そして、これを根拠として、関係当事者間で相殺を禁止する旨の特約がなされた等の特段の事情がない限りYがAに対して有する債権を自働債権として相殺をすることもでき、受任者も、それによる危険負担を覚悟すべきであるとする。さらに、Yとしては、代理受領契約の承認の際に、受任者から、相殺の問題に関し説明を求められた場合は格別、そうでない限り、委任者に対する反対債権の存否や、それによる相殺の可能性の有無等を自発的に受任者に告知する義務は負わないとして、YのXに対する不法行為責任を否定した。

したがって、Yがたとえば委任状の上で「上記委任契約を承認し、前記債権はこの委任契約の本旨に基づき、相殺による減額等のことなく、必ず受任者にその全額を支払います」と約束する場合のように、相殺禁止特約をすれば、Yは相殺ができなくなる。AのYに対する受働債権につき、A Y間で相殺禁止特約をすれば、その相殺禁止特約はX Y間でも有効である。YがAに対し相殺しても無効であり、なおYはAに対し給付義務を、Xに対し契約上の保護義務を負う。X Y間のみで相殺しないと確約しXの融資を誘引した場合、A Y間では相殺できるが、X Y間では相殺を主張できず、相殺すればYのXに対する損害担保約束違反又は信義則上の保護義務違反となる。

本判決は、代理受領契約の承諾については、債権譲渡や債権質の場合における「異議なき承諾」のような公信力は生ぜず、Xから相殺の問題に関し説明を求められた場合を別にして、反対債権の存否や、それによる相殺の可能性の有無等を自発的にXに告知する義務は負わないとして、Yから「異議」を積極的に唱える必要はないとする。

代理受領契約の承認の際に、YがXから相殺の問題に関し説明を求められ、相殺の可能性はないとか、全額、現実に支払うと明言した場合には、相殺すればYのXに対する契約上もしくは信義則上の保護義務違反となる。本件では、Yが必ずXに支払いますと約束していても、承諾前から有する反対債権をもって相殺しない趣旨まで含むものではなかったのである。

なお、Yが担保目的であることを認識したうえで承認した場合には、Yには少なくとも、AがYに請求してきた場合あるいは自らAに支払う場合に、その事実を支払う前にAに知らせる義務を負うとする見解がある。<sup>(33)</sup>承認したYにそのような信義則上の通知義務を課すことは、YのAに対する支払がXに対して違法でない場合にもYに賠償責任を課すことになり、Yにとって過酷と思われる。Xの担保的利益の保護のためにXへの照会が必要不可欠である場合やYがXに対し通知することを約束していた場合などに限定されるべきである。

しかし、Yが代理受領の承諾前にすでにAに対して有していた反対債権をもって相殺した場合でもYはXに対し損害賠償責任を負うとした二つの判決例がある。

東京地判昭和四六・三・二三(判時六四〇・六三)では、X(フランスベット株式会社)はA社に対しXのベッド等を継続販売してきたが、A社の経営状態が悪化し、一二〇万円余の売掛代金の回収ができないため、A社との取引を停止していたところ、大切な得意先であり、面子上断れないY社からXのベッドの注文を受けたとのA社からのたつての懇請を受けたので、再度A社に売渡すにあたり、転売先であるY社からその売渡商品代金を直接代理受領し得る権限をXに与えることおよびXが商品を直接Y社に納入することを認めることを条件とし、A社から代

理受領の委任を受け、Y社に対し、XがA社に約一二〇万円の売掛代金債権があるがその回収ができないためA社との取引を停止していること、およびYがA社に発注した商品をXが直接Yに納入し、その代金をA社に代わりXが支払いを受けることを条件にA社に売渡すことを承諾したものであることを告げ、現金をもってXに支払う旨のY社の同意書とともに、代理受領に対するY社の承諾を得た。そこでXは代金回収が確実なもの信じ、商品を直接Y社に納入していたが、YはXの支払請求を拒絶し、Y社はA社に対し有している反対債権と相殺し、A社も倒産したという事案である。判決は、XはA社に対する代金債権を担保する目的で、代理受領の委任を受けただけでなく、Yが約束どおりA社からY社に対する商品の売渡代金の支払いをしてくれるものと信じて支払不能の状態にあるA社に商品の売渡しをし、一方Y社は、右代理受領の委任が担保の目的でなされたこと、A社が支払不能の状態にあること、およびXがY社から現実に代理受領委任の目的となっている代金の支払を受けられないのであれば、A社に対しYの発注した商品の売渡しをしない意向であることを知りながら、Xに対し、代理受領を承諾し、その支払期日を定めXに直接右代金を支払う旨約束したものであるから、YはXに対し、単に代理受領権限のあることを承認したにとどまらず、正当の理由のない限り、Xに対して、代理受領委任の目的となっているA社に対する商品代金を現実に支払提供し、XのA社に対する商品代金債権の回収に協力すべき義務を負ったものと解すべきであり、Y社がXに対し右義務を負担した当時既に有していたA社に対する反対債権をもって相殺することは、右債務不履行を正当ならしめる理由とならないとする。そして、違法な相殺による故意による債権侵害の不法行為の成立を認めた。

本件では、Y社が代理受領の委任を受けたXに対し商品代金を直接支払う旨同意しているが、その場合でもA社がその代金債権を有している。したがってY社はA社に対する反対債権を自働債権として相殺しうる。しかし、A社に対し有効な相殺も、弁済方法についての約定の意義と目的から出てくる契約上のXに対するYの保護義務の違反となりうる。Y社はXに対し現実に弁済の提供をし、XのA社に対する商品代金債権の回収に協力すべき義務とはまさにこのYのXに対する契約上の保護義務のことである。債権担保目的での代理受領により、商品の売渡代金を現金で直接、確実に受領しようとしていることは承認時にY社に認識でき、そのような弁済方法の約定の意義と目的を、承諾前にすでに取得していた反対債権を自働債権とする相殺すらが阻害するのである。本件事案では、故意による債権侵害の不法行為構成は不必要である。

東京高判昭和五〇・一〇・八（金法七七三・三二、金判五七四・二六）では、楽器メーカーXは貿易業者Aより輸出楽器類購入の申入を受けたが、Aの信用状態に不安があったのでこれを断ったところ、AはY銀行の承諾のある輸出円貸代金振込依頼書を提示し、代金の支払は確実であると述べて輸出商品の売却を懇請したので、Yは右依頼書を信頼し、代金の支払は確実であると信じて楽器類を売渡した。右振込依頼書では、AがY銀行に依頼する予定の、オーストラリア商業銀行発行の信用状に基づく輸出荷為替手形の買取又は取立をした場合には、Y銀行がその円貸代金のうち楽器代金約三〇万円をX銀行のX名義の当座預金口座に振込むことを依頼し、Y銀行においてAに対し「上記の件承諾いたします」との記載があった。Y銀行はAの委託に基づき手形を取立てることとなり、その取立が完了する前にAは倒産し、Aに対して貸金債権等を有していたYは右振込を履行しないという事案である。

判決は、A・Y間の第三者Xのためにする契約の成立を否定したが、XはAに対する代金債権者として、債権者代位によりAのYに対する振込委任契約を解除して右取立金のうち約三〇万円の支払を求める予備的請求を認容した。その理由として判決は、資力の乏しい中小貿易業者は、買受代金支払方法として輸出円貸代金振込を依頼し、銀行より依頼を承諾する旨の書面の交付を受けて、これを商品の買付先に提示し、これにより買受代金支払の確実性を担保して輸出商品を買受けるということが一般に行われ、Y銀行は右の取引界の実情を了知していたものであり、X A間の本件楽器類取引も右の一般の例にならったものであって、XはY銀行の承諾のある振込依頼書を信頼し確実に代金の支払が受けられるものと信じて右楽器類取引に応じたものであり、Y銀行もその間の事情を知らなかったわけでもないことが認められ、このような諸事情を考慮すると、Y銀行の相殺の主張は、Aがたまたま倒産したことを理由にして、Y銀行の行為（書面の作成・交付）を信頼して行動したXの権利を無視し、もっぱら自己の債権の回収のみを図ろうとするものであって、Aに対する関係ではともかく、Xとの関係においては取引の信義則に反し権利の濫用として許されないとした。しかし、本件の上告審である最二小判昭和五四・三・一六（金判五七四・二〇）は「Aに対する関係ではともかく、Xとの関係においては取引の信義則に反し権利の濫用として許されない」というのは、「債権者代位訴訟である本件訴訟の性質からみて、債権者たるXの地位を債務者が訴訟を追求する場合に比して有利にするものとして、許されないものといわなければならない」と判示し、Y銀行の相殺の抗弁を認めた。

本件最二小判の大塚喜一郎判事の反対意見は、輸出為替取引の実体を重視すべきであり、Y銀行は右取引の実情



を了知しており、X A間の取引も一般の例にならったものであり、Xが依頼書を信頼し確実に代金の支払を受けられると信じてAとの取引に入り、Y銀行もその間の事情を知らなかったわけではない場合には、本件契約締結の当事者の意思は、その買取り代金または取立代り金中の振込依頼額相当の金員については直接Xに対し債権を取得させる趣旨であり第三者のためにする契約が成立したと述べる。しかし、本件弁済方法の約定の意義と目的は、Xの担保的利益を保護する義務を根拠づけるのであって、YのXに対する給付義務を根拠づけるものではない。本来的給付請求権を有するのはAである。したがって、Y銀行はAとの期限の利益喪失約款に基づき有効に相殺しうるのであるが、振込依頼書により確実に代金の支払があると信頼せしめたY銀行は、Xに対し本件相殺を主張しえず、約三〇万円を損害賠償しなければならぬ。また、Yが振込を履行しようとしないうる場合には、XはAのYに対する約三〇万円の、Xへの直接支払請求権を代位行使しえた。

しかし、振込依頼書のなかで、銀行が貸付金との相殺ができること、銀行が依頼書のとおり振込送金をしないうる場合でも異議を述べず、振込先に対してなら法的義務を負担しないことを明確にしている場合には、右弁済方法の約定の趣旨から、Xに対し契約上の保護義務を負わぬ。

以上のように、反対債権により相殺したとき、その相殺が有効か否か、Xに対しYが損害賠償責任を負うか否かは、弁済方法についての約定の趣旨、もしくは、Yの作出した信頼構成要件の如何に左右されることとなる。

債権侵害による不法行為につき、京都地判昭和六一・六・二六(判時一一八・一一六)は、貸金担保のため定期預金の代理受領権限を取得したXが、代理受領を承認していないY銀行に対し支払請求したが、Y銀行は右債権

担保契約の存在を知らぬがらこれを拒否し、Aの倒産によりYのAに対する貸金債権と右預金とを相殺した事案において、判決は、(1)このような債権担保契約が存在することを知らぬがら、(2)債務者に支払うべきなんらの利益もないのに、(3)債権者を害する意図で債務者に支払った場合は、債権侵害の不法行為が成立するが、本件ではYはAに対する債権と預金債権とを相殺する権限も利益もあるとし、相殺は違法ではないとしてYのXに対する不法行為責任を否定した。債権侵害による不法行為の成立のためには、Xの債権回収を妨げるYの害意まで必要である。

相殺の場合にこの三要件が満たされて債権侵害による不法行為が成立するのは、YがXの利益を害する目的で反対債権を安く買い集めて相殺したりXがYに相殺すべき反対債権の取得につき問いただしたのに対しYがこれを故意に秘匿して相殺したような場合である。<sup>(36)</sup>

## むすび

本稿において検討した、Xの担保的利益を保護する法的構成を、Xの利益をより契約法的に強く保護するものから順に整理しなおすと、以下のようにまとめられる。

A Yとも担保目的であることを知らぬがらA Y間で弁済方法に関し、YがXに弁済しなければ、YのAに対する債務は消滅しない旨合意するというように、A Y間で、YがXに弁済しなければ不履行であると合意したとき、YがAに弁済すれば、Aに対する不履行となり、Xに対する契約上の保護義務違反となる。YはXに対し、弁済方法の約定の趣旨もしくは補充的契約解釈に基づき、Xの担保的利益を侵害しない義務をも負っているのである。

担保目的の代理受領であることを前提として、AX両者連名の依頼とそれに対するYの承諾により、AY間でYのAに対する債務を、Aではなく、受領権者Xに対してのみ弁済するとの弁済方法についての約定が成立すると、この約定の趣旨もしくは補充的契約解釈により、YはXの担保的利益を害してはならない契約上の保護義務を負う。この場合、Yは給付する義務をAに対して負っているのであるが、この直接Xに給付する義務の履行と同時に、Xの担保的利益が満たされるといふ構造にあり、Aに対して負担している直接Xに給付する義務と密接不可分に、YのXに対する契約上の保護義務が存しているのである。

AY間にXに直接支払うとの弁済方法についての約定がない場合でも、債権担保目的であることを知りながらYが代理受領契約を承諾する際に、Aに対する債務が弁済により消滅しているにもかかわらず、Yが「債務がある」と表明して、それを信頼してXがAに融資した場合や、Xから相殺の問題に関し説明を求められた際に、すでにAに対する反対債権を有しているにもかかわらず、「なんら反対債権を有していない」と表明していたが、その反対債権をもって相殺した場合、Yは単に支払う債務があれば、Xに支払ってあげましようとの意思で承諾しただけであっても、Xに直接支払い、Xの担保的利益に配慮するとのYの黙示的言明を信頼してXが代理受領契約に入ったことにつきYに帰責事由があるとき、YのXに対する信義則上の保護義務違反が成立しうる。

Yが反対債権により相殺したとき、その相殺が有効か否か、Xに対しYが損害賠償責任を負うか否かは、弁済方法についての約定の趣旨、もしくは、Yの作出した信頼構成要件の如何に左右されることが明らかとなった。

以上のように、代理受領の「第三者のための保護効を伴う契約」構成は、Yの弁済による自己の債権回収へのX

の期待を契約形式そのままに保護しようとするものである。代理受領はこのような契約的構造によりXの担保的利益が保護されるという債権担保手段である。さらに代理受領の場合に、債権侵害による不法行為が成立するためには、Xの債権回収を妨げるYの害意まで必要であった。判例の立つ担保的利益侵害による不法行為説は、Yの故意等が必要とする純粹の債権侵害による不法行為ではなく、本稿でいう信義則上の保護義務違反類型を不法行為責任として認めようとするものである。

(1) 上野・金法一〇〇〇・一一五、安永・金法一一九三・一三、川添利起「担保の目的を以てする債権の取立委任について」金融法務一七号八頁〔昭和二八年一月〕、高岡謙「代理受領に関する若干の考察」パンキング二二〇号二三六頁〔昭和三三年三月〕、堀内仁「銀行の実務」代理受領「ジュリスト」一五四号五一頁〔昭和三三年五月〕、脇屋寿夫「債権確保のための代理受領権の取得」金融法務一八七号一頁〔昭和三三年一〇月〕、我妻栄「民法案内総則④代理」法学セミナー昭和三五年二月号一五頁、成田栄造「代理受領」金融法務二四四号一九頁〔昭和三五年六月〕、堀内仁「代理受領権の第三債務者による侵害」金融法務二四九号一頁〔昭和三五年八月〕、並木俊守ほか「代理受領はどう考えたらいいか」手形研究三八号二二頁〔昭和三五年一月〕、長谷部茂吉「請負報酬金の代理受領の委任契約を注文主が承認した場合の効力」金融法務二五八号一二頁〔昭和三五年一月〕、浅沼武「代理受領権取得の実効化」金融法務二七六号一五頁〔昭和三六年六月〕、小西勝「代理受領に関する学説・判例とその批判」金融法務三三八号二二頁〔昭和三八年四月〕、中馬義直「債権担保のためにするいわゆる代金代理受領権委任契約の法律的性質」神奈川法学一卷一号五七頁〔昭和四〇年一月〕、大西武士「工事請負代金債権の代理受領」手形研究一〇一四四頁〔昭和四一年一月〕、三島宗彦「代理受領債権の譲受と詐害行為」銀行取引判例百選〈旧版〉一二六頁〔昭和四一年一月〕、高島平蔵「代理受領の効果」銀行取引判例百選〈旧版〉一二八頁〔昭和四一年一月〕、吉原省三「代金債権担保の問題点」金融法務四五二号二〇頁〔昭和四一年九月〕、長尾治助「代理受領に関

する判決の概観」手形研究一二三三四頁〔昭和四二年一月〕、河村堯「代理受領の法的性質およびその効力」手形研究一三四号三〇頁〔昭和四三年九月〕、村松俊夫「代金の受領委任を第三債務者が承認した場合の効力」金融法務五三〇号八頁〔昭和四三年十二月〕、浦野雄幸「代理受領と銀行取引」金融法務五三四号一七頁〔昭和四四年二月〕、杉田洋一「代理受領を承認した債務者が当該債務を本人に支払った場合に不法行為の成立が認められた事例」法曹時報二二卷七号一六六頁〔昭和四四年七月〕、島谷六郎「代理受領の目的債務の本人への支払と不法行為」金融法務五五七号三六頁〔昭和四四年九月〕、高島平蔵「代理受領を承認した第三債務者が債務者に弁済した場合不法行為成立が認められるか」判例評論一二八号二四頁〔昭和四四年一〇月〕、大西武士「代理受領を承認した債務者が当該債務を本人に支払った場合に不法行為の成立が認められた事例」手形研究一五〇号四四頁〔昭和四四年一〇月〕、大西武士「代理受領の特約と債権の保全」金融法務五六二号二四頁〔昭和四四年十一月〕、瀬戸正二「代理受領の効果」金融法務ダイジェスト」金融法務五六八号三二頁〔昭和四五年一月〕、中村哲也「代理受領を承認した債務者が当該債務を本人に支払った場合に不法行為の成立が認められた事例」法学三四卷一号一二七頁〔昭和四五年三月〕、浜田淳一「代理受領について」手形研究一五七号三八頁〔昭和四五年四月〕、鈴木正和「代理受領方式による担保―銀行の実務」ジュリスト四五一号八八頁〔昭和四五年六月〕、三島宗彦「代理受領を承認した債務者が当該債務を本人に支払った場合に不法行為の成立が認められた事例」民商法雑誌六二卷四号一七九頁〔昭和四五年七月〕、甲斐道太郎「代理受領」金融法務六〇六号一八頁〔昭和四六年二月〕、大西武士ほか「債権担保のための代理受領契約の効力」手形研究一七八号一〇頁〔昭和四六年一〇月〕、西沢博「保護預りおよび代理受領と滞納処分」金融法務六六一号一四頁〔昭和四七年九月〕、中馬義直「代理受領委任契約に反して直接本人に弁済した者の不法行為責任が認められた事例」ジュリスト五一八号一三二頁〔昭和四七年一〇月〕、高島平蔵「代理受領の効力」銀行取引判例百選(新版)一四四頁〔昭和四七年十二月〕、伊藤進「代理受領制度」手形研究一九五号七二頁〔昭和四八年一月〕、川辺常雄「代理受領契約と効力」手形研究一九八号一〇一頁〔昭和四八年三月〕、本間輝雄「代理受領と振込指定」金融法務六八九号一〇〇頁〔昭和

四八年七月)、山口輝久「代理受領」金融法務七〇〇号五一頁〔昭和四八年一月〕、秦光昭「代理受領と振込指定」金融法務七七四号二八頁〔昭和五〇年一月〕、山口英一「代理受領の問題点と実務対策」金融法務七八四号一八頁〔昭和五一年四月〕、中馬義直「質権と代理受領」とは、どのような異同があるか」民法学三四五頁〔昭和五一年四月〕、「代理受領・振込指定」銀行取引法講座下巻二八五頁〔昭和五一年二月〕、田中和夫「工事代金の代理受領」手形研究二五〇号五二頁〔昭和五一年二月〕、野口恵三「代理受領権者が当該債権を譲り受けても詐害行為にはならないか」NBL一二六号四〇頁〔昭和五一年二月〕、堀内仁「代理受領の目的としていた債権の譲渡担保と詐害行為の成否」金融法務八〇七号三頁〔昭和五一年二月〕、網本浩幸「代理受領の法律関係」企業法研究二六四輯二五頁〔昭和五二年五月〕、吉原省三「代理受領を承諾した第三者の地位」金融法務八二八号三頁〔昭和五二年七月〕、柳川俊一「代理受領を承諾した第三債務者は反対債権をもって相殺することができるか」金融法務八四九号二四頁〔昭和五三年三月〕、鈴木正和「代理受領担保の弱点」金融法務八九〇号三頁〔昭和五四年五月〕、椿寿夫「代理受領承認者の委任者に対する弁済と不法行為責任」判例タイムズ三九〇号七八頁〔昭和五四年九月〕、山口輝久「代理受領の担保的効力」判例・先例金融取引法一四七頁〔昭和五四年二月〕、中田昭孝「代理受領の問題点」判例タイムズ四一七号二八頁〔昭和五五年九月〕、松本恒雄「代理受領の担保的効果(上中下)」判例タイムズ四二二三号三三頁、四二四号三三頁、四三五号三三頁〔昭和五五年一月〜二月〕、辻伸行「代理受領の法律関係(一〜二完)」独協法学一六号二三頁、一七号二三頁〔昭和五六年三月・九月〕、古板悦二郎「代理受領の担保的効力―実務へのかけ橋」金融法務九七二号四二頁〔昭和五六年一月〕、上野隆司「代理受領・振込指定の担保的機能」金融法務一〇〇〇号一一五頁〔昭和五七年八月〕、甲斐道太郎「代理受領・振込指定の担保的効果論」NBL二六五号一二頁〔昭和五七年九月〕、米津稜威雄「代理受領・振込指定と銀行の請求権―法務時評」手形研究三四九号一頁〔昭和五九年一月〕、椿寿夫「代理受領・振込指定の機能場面は?―法務時評」手形研究三五〇号一頁〔昭和五九年二月〕、川端敏朗「債権担保のためにするいわゆる代理受領の法律的性質の一考察」私法学研究九号八七頁〔昭和五九年二月〕、甲斐道太郎「契

約形式による担保権—代理受領—現代契約法大系6巻三四頁〔昭和五九年二月〕、鳥谷部茂「集合債権の譲渡担保と代理受領・振込指定（上下）」法律時報五六巻一二号一〇三頁、五七巻一号九八頁〔昭和五九年一月・六〇年一月〕、同「代理受領・振込指定の担保機能(1)(2)」近大法学三二巻二・三・四号、三五巻一・二号など多数の代理受領に関する論稿がある。

(2) 受領権限又は支払権限に着目して三者不当利得の問題を説明しようとする見解について、拙稿「指図・振込・振替と三者不当利得」神戸学院法学二〇巻三・四号（一九九〇年）参照。

(3) 甲斐『銀行取引法講座下巻』二九二頁、松本・判タ四二四・三二、浜上則雄・民商四〇巻一号二六頁、鳥谷部・筑波法政四号五七頁。

(4) 伊藤進『銀行取引と債権担保』二九〇頁参照。

(5) 上野隆司「代理受領・振込指定の担保的機能」金法一〇〇〇・一一五頁以下、鳥谷部茂「代理受領の担保構造とその効力」法律時報六一巻一三号八七頁以下、本間・金法六八九・一〇〇、中馬・神奈川法学一卷一号六六頁、吉原・金法四五二・一一二参照。

(6) 「第三者のための保護効を伴う契約」について、北川善太郎『契約責任の研究』（昭三八）二八八頁以下、奥田昌道「契約法と不法行為法の接点」『民法学の基礎的課題（中）』（昭四九）二〇七頁以下、船越隆司「契約の第三者に対する保護効」法学新報七一巻六号（昭三九）一頁以下、円谷峻「第三者の為の保護効果を伴う契約についての一考察」一橋研究二二巻（昭四六）一八頁以下、水本浩「契約の効力の主観的範囲の拡大」『民法セミナー債権各論（上）』（昭五四）六一頁以下、宮本健蔵「契約責任の再構成をめぐる最近のドイツ民法学の動向（一）（二）」法学志林七九巻一号（昭五六）八九頁、二号（昭五七）二九頁、田上富信「契約の第三者に対する効力」『現代契約法大系(1)』（昭五八）一〇三頁以下参照。

(7) 上野・石井・金法一二六六・二六頁以下参照。東京高判昭和五二・四・一四（金判五三一・二三）はY主導型の場合についても言及する。

- (8) 福岡高判昭和五九・六・一一(金判六九九・三〇)。
- (9) 初期の浦和地判昭和三五・六・二三下民集一一巻六号一三六二頁、東京地判昭和三九・三・三〇下民集一五巻三号六八四頁などの他、脇屋・金法一八七・二参照。
- (10) 金沢地判昭和二七・四・一四下民集三巻四号五〇五頁。
- (11) 伊藤進・判例評論三四三・一八。
- (12) 神戸地竜野支判昭和三六・一一・六下民集一二・一一・二六五九。
- (13) 松本・判タ四二三・三五。
- (14) 我妻『新版民法案内2』(一九六七年)一七四頁、本間・金法六八九・一〇二頁、吉原・金法四五二・二二、中馬『民法学3』五三頁以下、潮見・阪大法学一四四号二六九頁、吉原・金法四五二・二〇、新海兵衛「代理受領と振込指定の法的性質の検討」『商法学における論争と省察』(商事法務研究会・平二)五一〇頁、松本(崇)・金判七七三・五二頁以下参照。
- (15) 堀内・金法二四九・二、上野・金法一〇〇〇・一一九、甲斐『現代契約法体系第六巻』四二頁、長谷部・金法二五八・一二、坂部「貸付」『銀行実務講座第四巻』二五七頁、伊藤英樹「契約による担保権・代理受領について」『取引保護の現状と課題』(一九八九年)五八頁。
- (16) これに反し、潮見・阪大法学一四四号二六八頁は「取立・受領権限をAから剝奪す」べきと主張する。しかし、形式上譲渡の形態がとられ、譲受人の利益のためになされた取立のための債権譲渡の場合とは異なる(奥田『債権総論(B)』四五八頁参照)。
- (17) 振込指定におけるYの承諾について、このような三類型を指適するのは、松本崇・判タ六四一・七八。
- (18) 脇屋・金法一八七・二。



(19) 脇屋・金法一八七・二。

(20) ただし、委任状には必ずXへ直接交付することを承認するとのYの奥書があったが、XはYがAに支払うのを黙認していた場合に、奥書の趣旨は、「その文言にかかわらず、X自らに対して右代金の支払を請求した場合には、YらがXにその支払をすることを認めたもの」と判示した最一小判昭和四三・六・二〇（金判一一八・二）がある。奥書上の当事者の意思は定型化された非常にあいまいなものであるからである。また、委任状にXに直接支払うことを依頼する記載があっても、単に受領（取立）委任に協力することを依頼し、承認するにとどまる場合もありうる。逆にYはXへ直接交付することを承認するとのYの奥書がなくとも、その旨の合意が認定されることがある。対策としては、少なくとも、代金をXのみが受領し、Aは受領しないことを明確にして、それに対するYの承諾をえることが考えられる（村松・金法五三〇・一一）。

(21) 鳥谷部茂・法時六一巻一三〇八九頁以下、潮見佳男・阪大法学一四四号二六八頁以下は、「受任者Xに対する作為・不作為義務」と述べるが、作為義務についてはYのAに対する給付義務に他ならない。

(22) 再履行請求権説に近い見解として、鳥谷部茂「代理受領の担保構造とその効力」法律時報六一巻一三〇八九頁がある。

(23) 脇屋・金法一八七・二頁以下。

(24) 承諾後のその反対債権でもっての相殺はXに対抗できなくなると考えられる。

(25) 信頼責任について、拙稿「表示についての私法上の責任」民商法雑誌八九巻五号・六号（昭和五九）参照。

(26) 上野・金法一〇〇〇・一二二頁、野口・NBL三七五・四八頁以下。

(27) 中田・判タ四一七・三〇、林錫璋「代理受領の担保的機能」桃山学院大学経済経営論集三〇巻四号二二頁、伊藤英樹

「契約による担保権・代理受領について」『取引保護の現状と課題』（一九八九年）五七頁。

(28) 松本・判タ四二四・三五、甲斐『現代契約法大系6』四六頁、辻・独協法学一七・三六。さらに、YはAの請求に対して相殺をもつて対抗しようという合理的期待をもっており、この期待は保護されるべきであるが、Yが自己の義務である履

行を自働債権の弁済期到来まで遅らせることによって相殺権を取得することは許されないので、自働債権の弁済期未到来のときは、受働債権の弁済期が自働債権のそれよりも後にくる場合に限ってYの相殺を認めるべきである(平井宜雄『債権総論』一六七頁以下参照)。

(29) 我妻・新版民法案内Ⅱ一七四頁、伊藤『銀行取引と債権担保』二九八頁。

(30) 松本・判タ四二四・三五。

(31) 堀龍兒「代理受領契約における第三債務者の承諾について」判タ七三六・三二、野口恵三・NBL四六三・七〇の判批がある。

(32) 野口・NBL四六三・七三。

(33) 西尾信一「代理受領・振込指定の効力」『債権回収の法務と問題点』(経済法令研究会・平成)五四頁。

(34) 田中三夫「相殺権の濫用」『債権回収の法務と問題点』(経済法令研究会・平成)一八六頁、西尾信一「代理受領・振込指定の効力」『債権回収の法務と問題点』五七頁以下、川田悦男「相殺に関する特約の対外効と限界」『債権回収の法務と問題点』一三三頁以下参照。このような免責文言が振込依頼書にある場合に、銀行の受取人に対する不法行為責任を否定した判決例として、名古屋地判昭和六三・二・一五(金法一一八七・三八)、東京高判昭和六二・六・二九(金法一一八二・四一)がある。

(35) 代理受領をなお承認していないYのAに対する支払も債権侵害による不法行為を成立させうるが、YがAに支払をしたのはAに下請させた工事を完成させる必要があり、またYにはXの回収を妨げる害意もなかったとしてYの不法行為責任を否定した判決として、東京地判昭和五四・一一・三〇(判時九六一・八八)がある。

(36) 柳川俊一・金法八四九・二四頁以下参照。

(付記) 本学客員教授レーザ教授(マールブルク大)の助言を得た。